

# 令和6年12月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月4日	12月16日	<p><b>戸籍謄本の交付請求・戸籍上の字について</b>            愛鷹市民窓口事務所で、戸籍謄本の請求に当たっては、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付き公的証明書が必要であり、それが提示できない場合には、国の取り決めにより発行できない、との説明を受けた。それらができない人はどうするのか。</p> <p>また、30～40年ほど前に、沼津市から文書が届き、名字の「なべ」の字が、一に口の「邊」からハに口の「邊」に変わるとのことであった。印鑑は一に口の「邊」のままでも使えるとのことであったが、戸籍や住民票は「邊」に変わっている。ある日突然、自分の名前の表記が変わったことについて、今でも疑問である。このように変わった日付と根拠法令が知りたい。</p>	<p>戸籍謄本や住民票等、各種証明書の交付請求にあたりましては、個人情報保護や不正請求抑止を目的に、窓口で請求される方の本人確認を行っております。その際、確認書類としまして、運転免許証など官公庁発行の顔写真付き身分証明書類1点、または、健康保険証・資格確認書・年金手帳など本人名義の書類2点以上をご提示いただくこととしております。</p> <p>この度、愛鷹市民窓口事務所でご請求いただきました戸籍謄本につきましては、本籍地が沼津市以外の市町でありましたことから、請求方法は、次の3つの方法のいずれかとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本籍地以外の市町の窓口で請求する(広域交付サービス)</li> <li>2 本籍地の市町の窓口に出向き、直接請求する</li> <li>3 本籍地の市町に郵送により請求する</li> </ol> <p>なお、1の広域交付サービスによる請求の場合は、戸籍法施行規則の規定により、窓口にて官公庁発行の顔写真付き身分証明書類を提示することとなります。</p> <p>お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、氏名・生年月日等、戸籍上の記載事項の表記が変更となる場合についてですが、原則、本籍地の市町から対象者に事前に確認し、その結果、変更となる方につきましては、住民基本台帳法第9条第2項により、本籍地の市町から住民票所在地の市町に通知します。</p> <p>通知を受けた住民票所在地の市町は、住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号により、住民票の表記も戸籍に合わせて変更します。</p> <p>〇〇様につきましては、本籍地の市町から通知を受け、平成14年7月19日、住民票の記載の変更を行いました。</p> <p>なお、戸籍上の表記の変更に関する詳細につきましては、お手数ですが、本籍地の市町にお問合せをお願いいたします。</p>	市民課
12月23日	1月9日	<p><b>市外在住者の戸籍証明書のコンビニ取得について</b>            市外在住の家族が就職に際して戸籍抄本が必要だったので、コンビニで取得可能であるかを市役所に問い合わせたところ、2年前と変わらず依然として未対応であるとのこと。</p> <p>全国の行政にもDX化が進む最近の流れに取り残されたかのように感じ、沼津市に本籍があることが残念でなりません。</p> <p>市民の利便性は無頓着すぎませんか？            コンビニ対応について、少しは動いているのでしょうか？            それとも全くやるつもりは無いのでしょうか？</p>	<p>この度は、ご不便をお掛けしまして、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>沼津市に本籍を置かれている方が、コンビニエンスストアで戸籍証明書を取得する場合は、住民登録地及び本籍地の双方が沼津市の方のみ、利用可能となっております。</p> <p>そのため、沼津市に本籍を置かれている方であっても、住民登録地が沼津市以外の場合には、大変お手数をおかけしますが、全国の市区町村の窓口で取得できる「広域交付サービス(戸籍謄本)」を利用させていただくか、本市窓口に来所または郵送で請求をしていただくこととなります。</p> <p>このたびご指摘いただきましたコンビニエンスストアにおける取得につきましては、導入に向けて、全国的な交付状況等を踏まえながら検討を行い、皆さまの利便性の向上に努めてまいります。</p>	市民課

# 令和6年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
10月4日	10月17日	<p><b>防犯対策・電線の地中化等について</b></p> <p>■防犯            ・住宅街に防犯カメラの設置。あるいは公立小学校、中学、高校、各公共施設の外に設置。            ・「屋根見せてください」「無料点検します」「道路工事の連絡です」など、犯罪につながるような出来事が通報された際は、市内放送で注意を促す。            ・上記と関係し、沼津広報にそのことを明確に掲載する。            (他、一戸建てに住む市民全員に伝わるような告知)</p> <p>■教育            ・「闇バイトに対する恐ろしさ」の動画を作成し、小学校～高等学校の生徒に視聴させる。特に以下3点。            1. 虚名のアプリを疑う            2. 金額に見合わないリスクを伝える(本人の人生のみならず、家族の人生も失う)            3. 通報すれば警察が守ってくれる安心感を訴える            ※十代(年齢)は、脳が発達中なので、この年齢時に恐ろしい先入観を植え付けておき、犯罪予備軍を減らすことが目的。</p> <p>■まちづくり            ・電線が複雑に入り組んでいる地域の電線整理整頓。または埋没化。            ※震災時の電柱倒壊対策にもなる。</p> <p>■補助金            ・ドアホン(インターフォン)設置の補助金</p>	<p>■防犯            現在、本市では、防犯カメラの設置に関して、こどもの安全・安心を確保するため、地域住民の合意形成が図られた地区の自治会等が、通学路に防犯カメラを設置する際、補助を実施しております。            通学路は、住宅街にその経路が設定されていることも多いため、通学路への防犯カメラの設置が、住宅街での犯罪抑止等にも寄与しているものと考えております。            市内小中学校への防犯カメラ設置につきましては、校内への不審者侵入対策として、令和6年度内に設置を完了できるよう整備を進めているところです。            また、図書館、市民文化センター、地区センター等の公共施設につきましては、既に一部において設置されております。            今後につきましては、地域住民の意見等を踏まえながら、防犯カメラの設置について検討してまいります。</p> <p>次に、「屋根見せてください」など、犯罪につながるような出来事が通報された際の注意喚起についてですが、本市では、点検商法などの消費者トラブルの事例を広報ぬまづや市民対象の出前講座等で紹介し、注意喚起に努めております。            また、消費者トラブルや犯罪に関する情報の提供を、同じ日に一定数以上受けた場合等においては、市内全域に同報無線を用いて一斉に注意喚起の放送をするほか、同じ内容をSNSでも同時に発信しています。            さらに、本市で多発する特殊詐欺事件や、首都圏で多発する強盗事件に対し注意喚起するため、市長、沼津警察署長からのメッセージ動画等を制作し、市ホームページやSNS、YouTube、駅前大型ビジョン等で配信しているほか、広報車で市内を巡回しながらメッセージ音声を拡声し、啓発を実施しております。            引き続き、あらゆる媒体を活用して、市民の皆様に情報を届けるよう努めてまいります。</p> <p>■教育(闇バイト)            闇バイトについては、沼津警察署が学校等で実施している防犯講話の中で、「闇バイトの恐ろしさ」を生徒に伝える活動をしています。            さらに、市ホームページ、YouTube、Tiktokなどで、「闇バイト」への関わりを防止するメッセージ動画等を、特殊詐欺や強盗に対する注意喚起同様に配信しています。            引き続き、複雑化する闇バイトについて、沼津警察署と連携し、若者にその恐ろしさを伝え、自らが加害者とならないようにするための周知に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>■まちづくり            道路の無電柱化は、ご認識のとおり災害時の電柱倒壊対策等、安全・円滑な交通の確保や良好な景観の形成などを図ることを目的としています。            本市におきましても、緊急輸送路や避難路、駅周辺、沼津港等を優先に順次整備を進めているところです。            今後も、安全・安心な道路空間の確保に向け、無電柱化事業に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>■補助金            ドアホン(インターフォン)設置の補助金については、現時点では制度創設の予定はありませんが、いただいたご意見については今後の参考といたします。</p>	市民課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
		<p><b>市役所の開庁時間・ヘルメットの着用義務化・孤立化について</b></p> <p>○市役所の開庁時間について 市役所は全国的に営業時間が8:30～17:15に決まっているようですが、茨城県龍ケ崎市では9～17時に短縮されました。社会的に労働時間を8H→7Hにという方向が示されました。沼津市も続いて変更したらどうか？市民は9～17時が営業時間と認知されている方が2・3割はいると思う。データによると9～17時の利用率94%で、それ以外の利用客はかなり薄いと思われます。</p> <p>○ヘルメット着用について 社会的に任意となっているが、学生、一般人問わず着用を市のルールとしてはどうか？（義務化） 死者をださない為。（防止策）</p> <p>○孤立化を防ぐ案 私はニューウェルサンピアに勤務していたが、約3年前に閉鎖（廃業）になりました。 老人・社会的弱者・（障害者）を救う為に大箱（大きなキャパ（100人以上が住める所））の運営を市でお願いしたい。（廃校等の利用）</p>	<p>この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>本市庁舎の開庁時間につきましては、全国の多くの自治体と同様に、8時30分から17時15分までとしております。</p> <p>全国における一部の自治体では、行政手続きのデジタル化の推進や住民ニーズ等を鑑み、開庁時間を短縮する取組が行われています。</p> <p>本市におきましても、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書が取得できるコンビニ交付サービスや、「マイナポータル・ぴったリサービス」を活用したオンライン申請が可能な手続きを拡大するなど、市民の皆様がいつでもどこでも手続きが行えるようデジタル化を推進しております。</p> <p>しかし、オンライン申請ができず、来庁が必要となる手続きを行うために、仕事などのご都合に合わせて朝や夕方に来庁される方がいるため、市民サービスの質を維持する観点から、現時点では開庁時間を短縮する予定はございません。</p> <p>今後におきましては、業務の効率化や職員の働き方改革の推進に伴う、窓口のあり方や開庁時間の変更に関する機運の高まり、市民の皆様のご意見、他自治体の状況等を踏まえて、市民サービスの利便性や質の向上を図ることができるよう、適切な開庁時間の設定について調査研究を進めてまいります。</p> <p>次に、ヘルメットの着用義務化についてですが、令和5年4月1日に施行された改正道路交通法により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されたことを受け、本市では、沼津警察署等と協力し、交差点等における啓発、高校生自転車マナー向上委員会の活動との連携等、ヘルメット着用の推進に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、事故の際に頭部への損傷を軽減できるなど、ヘルメットの着用が自らの命を守るために有効であることの周知等、着用率向上のための取組を実施してまいります。</p> <p>次に、孤立化を防ぐ案についてですが、ニューウェルサンピア（老人ホーム）と同様の、高齢者や障がいを持った方々が集団で生活しながら交流ができる住居施設は、民間事業者による小規模なものではありますが、市内の各地域において各種高齢者居住型施設や障がい者グループホームなどとして整備されており、入居者間の交流により孤立化の予防が図られています。</p> <p>そのため、これまでどおり民間の事業活動を考慮して、廃校等の公共施設を利用した各種高齢者居住型施設や障がい者グループホームなどの整備・運営を市として行うことは、現在予定しておりません。</p> <p>また、地域共生社会の実現を目指し、高齢者、障がい者、子どもなどの分野ごとなど様々な交流拠点や居場所をつくる活動が、市内各地域において、行政をはじめ各種民間団体の取組の中で進められております。地域住民をはじめ施設入居者等の皆様にごこうした交流拠点や居場所を積極的に活用していただくことで、ひきこもりや孤立化の予防を図っております。</p> <p>ご理解のほど、よろしくお願いたします。</p>	



# 令和6年10月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
10月4日	10月17日	<p><b>マイナンバーカードの受け取り手続きについて</b>            子(新生児)のマイナンバーカードを受け取りに来た際、顔写真入りの身分証明書の提出を求められました。ないことを伝えると顔写真を添付して書類を出すようにと言われました。顔写真入りの身分証明書として新生児が作成できるものは何ですかと聞くと、ありませんとのこと。プリンターはあるか聞くと、ありませんとのこと。確認の提出類をその場で2点手渡し間違いないことを確認してもらってから、顔写真を作成し再度来たが、漢字表記の診察券でないと確認書類としては採用できないとのことであった(沼津市立病院の診察券はカタカナ表記)。近くにコンビニもなく大変であったが、別の職員の対応ではメールでできるとのことであった。市立病院の診察券であるのに市役所では確認書類として適応でないことに疑問を感じ質問すると、私には答えられませんかとのこと。他の病院で漢字表記の診察券を用意してくださいと言われたが、漢字表記の診察券を採用しているのはどちらでしょうか？受診の必要がないのに診察券の作成のために受診しろということでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真入りの身分証明書等、新生児が作成できないと分かっているならば、混乱させるような質問はやめていただきたいです。</li> <li>・近辺にコンビニがないため、プリンターがないのであれば、設置して欲しいです。</li> <li>・写真がメールでも対応できるのであれば、初めから教えて欲しいです。</li> <li>・沼津市立病院の診察券がカタカナのため確認書類として使用できないのであれば、漢字表記を併用して欲しいです。</li> <li>・漢字表記の診察券を採用している病院を、その場で教えて欲しいです(市役所側が作成を求めるのであれば)。</li> </ul>	<p>この度は、マイナンバーカードの代理受取の手続きに際し、ご不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。職員の説明が混乱をまねき、何度も足をお運びいただくこととなってしまったことは、適切な対応ではございませんでした。</p> <p>マイナンバーカードは、顔写真のついた公的な本人確認証明であることから、代理人の方への交付の際には、申請者本人の顔写真付きの本人確認書類(免許証・パスポート等)の提示を必須としております。</p> <p>新生児の場合には、これらの書類の提示は難しいため、法定代理人である親権者の方が証明する顔写真証明書を作成いただいております。この顔写真証明書につきましては、紙書類でご提出いただくものとなりますが、紙書類による提出が困難な場合は、個別にご相談いただき対応しております。</p> <p>また、本人確認書類の氏名につきましては、漢字表記により本人確認を行う必要があることから、大変お手数ではございますが、診察券の場合でも、氏名が漢字表記であることを要件とさせていただいております。</p> <p>しかしながら、お子様の場合に用いる顔写真無しの確認書類としましては、診察券以外にも「健康保険証」や「こども医療費受給者証」でも可能であり、このことを状況に応じて速やかにご説明すべきであったことを心よりお詫びいたします。</p> <p>今後につきましては、来庁される方の状況について、丁寧に聞き取るとともに、わかりやすい適切な説明に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	市民課
10月8日	10月17日	<p><b>片浜市民窓口事務所でのマイナンバーカードの受け取りについて</b>            マイナンバーカードを受け取りに17:13に片浜市民窓口に行ったらもう機械の電源を落としてしまったから受付できない。17:00までに来てくださいと言われたが、書類ではマイナンバーカードの受取りは平日17:15までとなっている。なんで時間内にも関わらず機器の電源を落として業務を終了してしまうのか。業務怠慢ではないか。一般企業では考えられない。その日しか受取りができないとするとどうなるのか。もう少ししっかりやってほしい。</p>	<p>この度は、終業時刻の職員の対応において、ご不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。</p> <p>通常、片浜市民窓口事務所では、窓口事務の終了の際には、事務所内の電波時計で終業時刻の17時15分を確認し、来所者がいないことを確認した上で、端末の電源を落とし、レジを締めております。</p> <p>また、片浜市民窓口事務所を含め、市内11か所の市民窓口事務所における手続きは、窓口事務所だけでは完結せず、市役所本庁の関係課や他市町に確認等を行いながら手続きを進めることが多いため、来所者の方には、可能な限り17時までにお越しいただきますようホームページ等をお願いしているところであります。</p> <p>なお、時間に余裕をもってご来所いただくことのほか、事前にご連絡などいただけますと幸いに存じます。</p> <p>今後も、来所される皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、より丁寧な対応を心掛けてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	市民課

# 令和6年9月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月24日	9月30日	<p><b>図柄入りご当地ナンバープレートについて</b>            車のナンバーに関しての要望もしくは、ご提案です。            只今、沼津ナンバープレートでシンプルなナンバープレートしか有りません。            ご当地沼津ナンバーの要望と提案を致します。            もっと、沼津の地名度をアップする為に必要ではないのでしょうか。また、魅力ある沼津地域・(清水町・長泉町)地名のアップをしていきたいと思っています。            沼津ナンバー(沼津市・駿東郡の清水町・長泉町)ですね。            沼津市・駿東郡の清水町・長泉町と検討して頂きたいと思致します。            是非、よろしくお願致します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>「図柄入りご当地ナンバープレート」につきましては、これまでも沼津市、清水町及び長泉町の3市町で協議を行いました。3市町それぞれのアピールポイントが異なることから、それぞれの住民等が合意できる共通のデザインとすることは困難であると判断しております。</p> <p>また、静岡県内の事例としまして、富士山ナンバーにおいて「図柄入りご当地ナンバープレート」を平成30年10月から導入していますが、令和6年6月末時点の普及率は3.36%となっております。また「図柄入りご当地ナンバープレート」の交付を受ける際に利用者の負担が発生することを鑑みますと、本市で導入した場合、利用者が限定的になり、その効果を想定することができないため、現時点で導入する予定はございません。</p> <p>他の2町におきましても導入に対する機運の高まりはなく、導入予定は無しと伺っておりますが、引き続き他地域の状況を見ながら2町との情報共有等を行い、導入に係る調査研究を進めてまいります。</p>	政策企画課

## 令和6年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月3日	7月19日	<p><b>夜間救急医療センターの使途不明金発覚直後における市長のイベント出席について</b></p> <p>巨額の使途不明金の報道があつたにもかかわらず、その直後に市長がアニメイベント(ラブライブ)に出席された理由を教えてください。</p> <p>このタイミングで「市のトップ」がイベントに積極的に参加する意味は何でしょうか？</p> <p>他の5市町にご迷惑をかけている認識があれば、もう少し違う形で参加する方法をお考えになると思うのですが…。</p>	<p>この度は、貴重なご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>市政運営につきましては、市民の皆様が安心して市民生活を送ることが出来るよう、日々努めております。また、各種催し物にも積極的に参加し、本市の魅力を内外に情報発信するとともに、参加者の皆様との交流を深める中で、市政運営に対する貴重なご意見を頂いているところです。</p> <p>ご指摘いただいたイベントにつきましては民間企業がアニメ作品とコラボレーションし、沼津市のPRを含め企画されたものであり、本市の魅力を広報できる機会であると捉え、公務の一つとして参加いたしました。</p> <p>なお、沼津夜間救急医療センターの使途不明金につきましては、近隣の市町を含め、住民の皆様にご迷惑をおかけしております。このことにつきましては、現在、同センターを運営している、沼津夜間救急医療対策協会(沼津、三島、裾野、函南、清水、長泉の3市3町、沼津、三島市、田方の3医師会で構成)が、実態の解明を進めております。</p> <p>何卒ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>秘書室 健康づくり課</p>

# 令和6年2月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月2日	2月9日	<p><b>沼津市生活応援商品券</b>            今日沼津市広報と一緒に沼津市生活応援商品券としてQUOカードの配布のチラシが入って来ましたが、正気の沙汰とは思えません。            QUOカードが使える店が沼津にあっても本社が沼津にあるのはガソリンスタンドぐらいのもので、元売りは大手の企業で沼津の商店など皆無じゃないのか、コンビニだってオーナーは沼津の人間でもロイヤリティーで4割も本社に持っていかれるのを為政者は知らないのか！            もっと沼津の商店なり企業に貢献できる金の配布方法があるだろうに！            沼津独自の商品券を配るのに印刷代金がかかるというのなら、現金を各出張所でほしい世帯に取りに行かせる方法だって、あるんじゃないのか！            行かれない年寄りには代理人なり民生委員なり、自治会長なりに依頼すれば、費用だってかからないだろうに！            QUOカードの配布など愚の骨頂だと思う！            選挙が近いのか選挙めあてのばらまきにとしか思えないあまりにもお粗末な政策だと思う。            即とりやめるべきだ。</p>	<p>本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、市民生活を応援するため実施するものであります。            ご指摘のとおり、市内事業者への還元も重要ではありますが、本事業におきましては、市民の皆様へ迅速に給付することも重要であることから、本市独自の商品券を新たに発行するのではなく、既存の商品券を配付することといたしました。            また、現金による給付については、全世帯約94,000件の申請や、振込口座の確認などが必要となり、支給までに多くの時間を要することなどから、実施しないことといたしました。            いただきましたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	政策企画課
2月9日	2月16日	<p><b>クーリングオフの実効性(率)と課題について</b>            1. 悪意を持って消費者に負担を強うる物品販売・サービス提供に対する抗弁の仕組みとして認知されていますが、その実効性について            2. 100件の申立てを行った後、実際に返還(返金)があった割合は〇〇%でしょうか？国・県・市の統計があればお尋ねしたいです。            3. というのはテレビ等で民間事業者は購入者の満足度は90%で消費者をおあっています。(裏付けを欠く誇大広告と思いますが…)            4. 消費者(特に高齢者)は結果として意に沿わない高額な物品購入やサービスの提供を受けてしまいがちです。            5. そこでクーリングオフの詳細で丁寧(高齢者向け)な手引書(マニュアル)を作成して頂けないでしょうか！その前提となるのは返還率・返金率の実効性と考えます。行政が〇〇%と高い率を示して頂ければ申立てについて心強いです。(民間と異なり安心です)            6. マニュアルには販売元・サービス提供元とのトラブルになった場合の対処方法も示して頂きたいです。販売元・サービス提供元もありとあらゆる手段を使って返還(返金)不可と抗弁するでしょう。「返して下さい・返せません」とトラブルになります。(長期戦になりお金もかかります)誰でもトラブルはいやです。結果として係争(裁判ざた)になることもあります。係争になった場合でも「行政は消費者に寄り添い弁護士等の専門家を紹介するなど丁寧できめ細やかな相談・支援を結果が出るまでやりますよ」と言ってくれれば心強いです。(裁判は手続きが難しく高齢者はなじめないとの側面があります)            行政として「消費者(特に高齢者)が「泣き寝入り」をしないクーリングオフの仕組み作りをぜひお願いします。(手引書作成と最後まで行政職員が寄り添います)クーリングオフの「実効性を高める」がキーワードと考えます。宜しくお願いします。</p>	<p>日頃より、本市消費者行政にご理解をいただき、ありがとうございます。            クーリング・オフは、消費者と事業者との間の契約のうち、訪問販売や電話勧誘販売等、特定商取引法に規定する取引の形態に該当するものについて、契約書面等を受け取ってから一定の期間内であれば、「無条件」に申し込みの撤回又は契約の解除を行うことができるものです。            本市消費生活センターにおいても、市民の皆様から受けた消費生活相談のうち、クーリング・オフが可能と認められるものについては、クーリング・オフを行使するための書面の作成等について支援を行っており、令和4年度には、支援に基づき22件のクーリング・オフが行使され、約1,226万5千円の救済につながりました。            (国民生活センター及び静岡県は、救済件数及び救済額については統計を取っておりません。)            一方で、クーリング・オフは、事業者が突然消費者宅を訪れ、時間を与えず契約を迫る等、「不意打ち性」等により事業者が消費者よりも優位な状況の中で結んだ契約について、消費者を保護するために認められた制度であり、通信販売やインターネット販売等、消費者自身が考える時間を得られるものについては認められていません。            しかしながら、通信販売やインターネット販売等において、定期購入が前提である安価な初回購入額を示す一方、定期購入についての記載が見えにくい等により、定期購入であることを認識せず購入したとの相談も消費生活センターに数多く寄せられており、消費生活相談員が事業者と消費者との間に入り、問題解決のための交渉を行う「あっせん」も実施しております。            更に、裁判等が必要と考えられる場合には、本市にて設置する弁護士相談を紹介する等、問題解決に努めております。            本市といたしましては、こうしたトラブルが生じた後の救済の取組だけでなく、消費者トラブルに遭わないために必要な知識等を事前に身に着けていただく消費者教育も重要であると考えております。            このため、高齢者の出前講座、消費生活展等で啓発活動に取り組むとともに、クーリング・オフができる取引・出来ない取引の違いやクーリング・オフを行使するための書面の書き方等を記載した手引等を配布しております。            また、トラブルの相談窓口としての消費生活センターを市民の皆様知っていただけるよう、広報めまづにトラブルに関する事例や消費生活センターを紹介する記事を掲載しております。            引き続き、消費者の皆様が消費者トラブルに遭わない「安全・安心なまち」に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。</p>	生活安心課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月19日	2月22日	<p><b>quoカード</b> 物価高騰対策として配布するのであるなら、何故スーパーマーケットが一件も利用可能な店舗として無いのか理解できない。 面倒なことではできるだけ避け、見かけだけ市民のためにやりましたと言う典型的なお役所仕事以外の何物でも無い。 3,000円のクオカードで上下水道の値上げでは年金生活者はどうにもなりませんよ。</p>	<p>本事業においては、①市民の皆様へプッシュ型で迅速な給付ができること、②子どもからお年寄りまで認知しており、誰でも使い方を知っていること、③手続きなしに届いてすぐに使えること、④全国各地でも使えること、⑤市内においても多くの店舗で使えることなどを踏まえ、「QUOカード」を選択したものです。 いただきましたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	政策企画課
2月20日	3月4日	<p><b>自転車盗の対策について</b> 令和5年の沼津署管内での自転車盗発生件数が300件(暫定値)で令和4年に対し+64件になっています。 沼津警察署及び沼津市役所として具体的対策が乏しいと思います。 私は、駅駐輪場に設置されている防犯カメラが抑止効果はあると思うが、自転車ドロボーから見るとダミーとしか見られていないでしょうか？ 市として本当に自転車盗をなくす気が有るならば、自転車盗報告の時間帯・場所位置・タイプ・色等に対し、防犯カメラにて検索する事が出来公開することにより更に低減する事が出来ると思います。 まず、防犯カメラ設置条例及び公開基準の見直しを行い、本気で活動をお願いしたいのです。</p>	<p>自転車の盗難対策としては、警察及び防犯協会の関係機関等と連携し、自転車利用者が多い通勤・通学時間帯に沼津駅周辺において定期的に自転車の盗難防止を呼びかけるほか、防犯教室等において幅広い世代に向けた啓発活動を実施しております。 しかしながら、近年における市内の自転車の盗難件数は増加傾向であり、その約7割が無施錠による盗難被害であることから、自転車利用者に対して施錠の必要性について様々な機会を捉えて引き続き周知し、より一層の防犯意識の向上を図ってまいります。 また、主に鉄道駅周辺にある12か所の駐輪場における自転車の盗難対策としては、収容台数の多い5か所に監視カメラを設置するとともに、場内ではのぼり旗や看板等により監視カメラが作動している旨を周知しております。さらに、監視カメラを設置している駐輪場も含め、12か所の駐輪場内を管理業務受託者が巡回することでも盗難防止を図っております。 なお、市営駐輪場の監視カメラに記録された映像には利用者の個人情報が含まれるため、一般に広く公開することはしておらず、警察に捜査協力を求められた場合のみ映像を提供することとしております。 今後とも防犯意識の向上に対する周知啓発に努めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>	生活安心課 まちづくり政策課



# 令和6年1月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
1月15日	1月22日	<p><b>商品券について</b> 物価高の対策でクオカード3000円分を全世帯に配布してくれるというニュースを見ました。 ありがたいですが、クオカードだと使えるお店が限られます。 地元の個人商店などでも使えるよう、現金だと嬉しいです。配布方法が簡便などの理由もあると思いますので、絶対に現金にしろというわけではないですが、選択肢がないのならばやはり現金が最強だとは思いますが、選択肢が増やせたらもっと良いかもしれません。 次の機会からでも、経済の専門家の皆さんで考えて下さると嬉しいです。 何卒よろしく願います。</p> <p>※物価高対策として税金が返ってくるの、本当に嬉しいです!!!</p>	<p>今回の物価高騰対策の実施に当たりましては、いただいたご意見のとおり、現金での給付が使い勝手が良いことなどから、その検討も行ってきたところです。 しかしながら、現金支給の場合、市民の皆様の申請手続きや、全世帯の支給口座の内容確認が必要となり、支給までに時間を要することなどの課題があることから、今回の物価高騰対策では、市民の皆様の申請手続きが必要なく、速やかに全世帯にプッシュ型で届けることが可能な商品券(QUOカード)の配付を採用したものです。 いただきましたご意見につきましては、選択肢を増やすことも含め、今後の施策検討時に活かしてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	政策企画課
1月17日	1月30日	<p><b>原地区の富士山湧水について</b> 原地区の旧原町役場前に 富士山の湧き水が出ていて水汲みができる様になっていますが、以前と比べて水量が極端に少ないのが気になります。 私個人的な考えですが、思い返してみると、近所に新しく出来た店舗の建設工事が始まったくらいからでは無かったかと思うのですが、調査していただき、出来ることなら以前の様に富士山の恵みを多くの方が利用できる様になればと思っています。</p>	<p>ご指摘をいただきました旧原町役場跡地の井戸の湧水量が変化していることは、市としても把握しております。 当該井戸は、愛鷹山系の地下水が市有地から自噴しているものと思われませんが、令和5年3月には、地下水が自噴しやすいよう、地上の配管を修繕するなど施設の改善を図りました。 しかしながら、地下水位については季節などにより変化するものであり、過去にも湧水量が年単位で増減していることから、今後の湧水量の変化につきましては、その推移を見守っていきたいと考えております。</p>	資産活用課

## 令和5年12月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月18日	1月11日	<p><b>山下議員の土地の裁判</b> 話し合いが充分されないままの裁判に憤りを感じます。どう考えても、市役所が負ける裁判を起こすとは、顧問弁護士に不信感が有ります。 市の税金を使い、なおかつ、毎月、六万円を弁護士に支払うというので、無駄遣いとしかしいようがありません。和解にするにも、費用がかかります。貧困家庭の多い沼津です。そちらに税金を使って下さい。お願いします。</p>	<p>現在報道されています不当利得返還等請求事件につきましては、市有地を駐車場として有償で貸し付け利益を得ていた相手方(山下氏)に対し、市の所有権に基づき利得等の返還を求めるものです。</p> <p>本来であれば話し合いによる解決が望ましいと考えられることから、相手方弁護士による令和4年11月末の問い合わせに対しては、本市も代理人弁護士を立て、12月中旬に具体的な考えを伝え、令和5年1月下旬の相手方弁護士から当方弁護士に対する情報開示請求については、1月末に回答するなど速やかな対応をまいりました。</p> <p>本市では、双方が歩み寄るためには相手側にも検討をする時間は必要と考え、その後、しばらく様子を見ておりましたが、あまりに連絡がないことから、同年5月末から6月末にかけ延べ4回呼びかけをしました。しかしながら返答はいただけず、7月末になって相手方弁護士より、本市からの請求には応じない旨の回答が届いたものです。</p> <p>このようなことから、このままでは本件解決の目途が立たないため、残念ではありますが裁判所に判断をいただくこととし、地方自治法の規定に基づき市議会9月定例会に提訴についての議案を提出、市民の代表である市議会において同年10月中旬に議決され、11月末に代理人弁護士を通じて静岡地方裁判所沼津支部に訴状を提出したものです。</p>	道路建設課

## 令和5年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月10日	11月24日	<p><b>おくやみコーナー利用後の税納付催促</b></p> <p>先月初めに父を亡くし、お悔やみコーナー等を利用したものです。何もかも初めてで分からないことだらけでしたが、まとめて手続きができて便利だと思いました。また、死亡届が受理されたと同時に固定資産税の係りからは、口座振替の登録を削除したのど、コンビニ支払可能な納付書を郵送してもらいました。これで安心と思っていたら、今日、後期高齢者保険料の担当課から、資格喪失前の保険料が10/31に引き落とし出来ない。については10日以内に支払いがなければ追徴金が発生すると案内がきました。しかも銀行でしか支払いの出来ない納付書で送られてきました。なぜ、お悔やみコーナーで保険証を返却した時に精算してもらえなかったのか？なぜ、死亡届を受理した時に固定資産税の係りのように、コンビニ支払いの納付書を送付してくれなかったのか？なぜ、死亡者の口座から引き落としができなかったのか？お悔やみコーナーを利用したのにこんな結果で残念です。担当の課によって扱いが違うこともどうかと思います。各課で足並みを揃える事は難しいのか分かりませんが、せっかくのお悔やみコーナーの意味を今一度ご検討いただきたいと思います。</p>	<p>この度は、おくやみコーナーをご利用いただき、ありがとうございました。</p> <p>納税者が亡くなられても税額の変更がない固定資産税とは異なり、後期高齢者医療の保険料は、当初年間(12か月分)で計算した保険料を、亡くなられた前月分までの月数に応じて再計算(保険料額の変更)する必要があります。再計算の結果、納め過ぎていた場合には還付を行い、不足していた場合には不足額を納めていただく形になります。</p> <p>おくやみコーナーの相談日までに保険料の再計算が完了できないことから、担当部署(国民健康保険課)から改めてご遺族の方に通知を送付しており、おくやみコーナーでは、保険料の手続きの流れのみを説明することとしております。</p> <p>おくやみコーナーでは、ご遺族の方の負担が軽くなるよう、可能な限りのお手伝いをさせていただいておりますが、すべての手続きがその場で完了しない場合もございますので、その旨をご理解いただければ幸いです。</p> <p>なお、後期高齢者医療の保険料のコンビニ納付につきましては、現在、実施しておりませんが、利便性を考え、導入に向けた検討を行っているところです。</p>	市民課

# 令和5年10月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
10月12日	10月26日	<p><b>山下議員の駐車場問題について</b> 連日ワイドショーで「前代未聞」だと扱われています。私は一般市民でその政党に属する者でもありません。でもこれらはちょっとひどすぎると思いペンをとりました。法律の知識が少しでもあるものなら、この提訴がおかしいことはわかります。どうしても提訴するなら賛同した議員と杉山部長、市長のポケットマネーでやって下さい。もっともっとお金をつかってほしいところはたくさんあります。教育にかかわる子供たちに税金をつかっていただきたい。実のあるお金と時間のつかい方を望みます。</p> <p>タケノコ問題と言い、SNSで全国に沼津市議会のようなは拡散されていく時代です。移住を検討していた若い世代が「危なかった。こんなお粗末なことを真剣にやっている市には引っ越せない」と言っていました。周囲の市町からも笑われています。どうぞ市長をはじめ、議員諸氏、杉山部長をはじめとする担当の部署の方々健全な沼津市のかじとりをおねがいします。</p> <p>山下市議の提訴に賛成された議員の氏名公表も必ずおねがい致します。</p> <p>この街を愛する沼津市民が「恥ずかしい」と思わないような組織運営をよろしくおねがい致します。</p>	<p>現在報道されています不当利得返還等請求事件につきましては、市有地を駐車場として有償で貸し付け利益を得ていた相手方(山下氏)に対し、市の所有権に基づき利得等の返還を求めるものです。</p> <p>本来は話し合いによる解決が望ましいと考えられることから、双方とも代理人弁護士を立て、昨年からの交渉を開始しました。</p> <p>しかしながら、その後は本市からの呼びかけに応じていただけず、また、支払いも断られ、このままでは本件の解決の目途が立たないことから、残念ではありますが、裁判所に判断をいただくため、地方自治法の規定に基づき市議会9月定例会に議案を提出したものです。</p> <p>ご理解の程よろしくおねがいいたします。</p>	道路建設課
10月16日	10月23日	<p><b>戸籍抄本</b> 市外の住民の為、コンビニでの受け取りが出来ず、郵送にて手続きを行いました。子供の国家試験用で取り寄せ、返信封書には子供の現在の住所を記載したにも関わらず、勝手に宛先を自分の住所に書き換えられ、返信されました。なぜ、そのようにしたのですか？少なくとも事前に確認すべきかと、思います。なんとか提出期限には間に合いますが、その分の切手代、時間のロスは問題です。事務的ではなく、お客さまとして対応する姿勢を望みます。これを機に本籍は移そうと思います。</p>	<p>郵送請求の送付先につきましては、本人確認書類に記載されている住民登録地に送付するのを原則としています。</p> <p>住民票を移さずに別の所在地に居住している場合には、申請者の個人情報保護の観点から、他人からのなりすましによる不正な請求を防止するため、光熱水費の領収書などにより所在地の確認が取れた場合に限り、所在地に郵送いたします。</p> <p>今回、お子様に電話で連絡いたしましたところ、所在地に居住していることが確認できる書類(光熱水費の領収書など)が送付できない旨のお返事をいただきましたので、お子様のご了解を得た上で、住民登録地に送付いたしました。</p> <p>証明書の不正取得の防止及び郵送先の記入誤り等による誤送付防止の観点から、このような対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	市民課



## 令和5年9月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
9月8日	9月21日	<p><b>山下ふみこ議員への訴訟について</b></p> <p>山下さんは、忙しい中海や香貫山での清掃活動、子供たちの通学中の旗振りや障害児をもつ親の悩みを親身になって聞いてくれたり沢山の優しさ思いやりを頂いています。市民の為に一生懸命動いてくれる議員の方が他にいますか？</p> <p>小学生のいじめのようにみんなで寄ってたかって山下さんを虐めて、そんなことをするよりも やらなければならないことは山ほど沢山あるはずですよ。</p> <p>マスメディアにまで取り上げて沼津の市議会議員は暇なのか？</p> <p>市議会議員が一人を集中攻撃していると恥をさらしているようなものです。</p> <p>私達の税金を無駄に使わないで下さい。</p> <p>もっと仕事をしてください。</p> <p>市長はこんなくだらないことを どうお考えですか？</p> <p>山下さんから500万円をとることより 市民の為に働いていない議員から給与ボーナスを返納して頂きたいと一市民として思います。</p>	<p>現在報道されています不当利得返還等請求事件につきましては、市有地を駐車場として有償で貸し付け利益を得ていた相手方に対し、市の所有権に基づき利得等の返還を求めるものです。</p> <p>本来は話し合いによる解決が望ましいと考えられることから、双方とも代理人弁護士を立て、昨年からの交渉を開始しました。</p> <p>しかしながら、その後は本市からの呼びかけに応じていただけず、また、支払いも断られ、このままでは本件の解決の目途が立たないことから、残念ではありますが、裁判所に判断をいただくため、地方自治法の規定に基づき市議会9月定例会に議案を提出したものです。</p> <p>ご理解の程よろしくお願いたします。</p>	道路建設課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月19日	10月10日	<p><b>自治会・PTA組織のあり方</b></p> <p>1. 自治会  (1)自治会は強制ではないはずであるにも関わらず、ゴミを捨てられないという理由等で強制されている。  →自治会に加入していない人のためのゴミ問題を考えるべき。  (2)一人親世帯や共働き世帯、高齢者世帯が増えているにも関わらず、役員や不要な活動が多すぎ、負担である。  →不要な活動は廃止すべき。コロナ蔓延期には活動がほとんどなかったが、全く困らなかった。むしろ不要な活動がなくなり、負担が減って役員の方は大分楽になった。  (3)「婦人会」という名前の組織が存在するのはおかしい。なぜ女性だけが「ごみ捨て」や「地域の任意の活動時のお茶の用意」等をしなければならないのか分からない。女性も男性同様に働いている中、地域の活動だけが変わらないのはおかしいと思う。  (4)地域のバレーボールや野球に参加したい人はほとんどいない。地区の体育祭は誰も出たがらず、体育委員の方は毎年苦勞している。皆が参加したがらない活動に対し、費用をかける必要はないと思う。</p> <p>2. PTAについて  ・PTAも自治会と同様、強制ではないはずであるにも関わらず、半ば強制となっている。  →こちらも、平等に役員を振り分けるといふ名目で、不要な役員や活動が多すぎる。PTA主体の広報紙を読む機会はあるかもしれないが、ほとんどの人が捨てていると思う。そんなことに市の予算を使うならば、子供の使う洋式トイレを1台でも増やした方が良く、子供が読む本を増やした方がいい。</p> <p>1も2も良い面もあるかもしれないが、強制してやるものではないと思う。仕事・家事・子育てのすべてを担う女性が増えている中、1、2は大きな負担になっており、子育てがしやすいとは言えないと思う。</p>	<p>1 自治会について  自治会は、同じ地域に住む人たちの自主的な意思により結成・運営される任意の団体であり、地域を快適で住みやすくするため、住民が自ら地域の实情に沿った地域づくりに柔軟に取り組むための「住民自治」を支える組織です。  その成り立ちや活動内容は、法律や条例等による決まりはなく、各自治会の中で組織やルールを決め運営されており、その加入についても任意となります。  (1)自治会未加入者のごみ捨てにつきましては、本市では各自治会がそれぞれの地域のごみステーションを設置しており、その管理方法等についても各自治会で決めています。  自治会に加入していない方がごみステーションを利用する場合は、集積場所を使用するために必要な維持管理の負担などについて、集積場所の管理者と十分に話し合ってください。また、有料となりますが、清掃プラントへの自己搬入や一般廃棄物処理業者に依頼することをご案内しています。</p> <p>(2)「役員や活動が多く負担である」ことにつきましては、一部の自治会において事業内容や組織の見直しに取り組まれています。  市では、市から自治会に選出を依頼している委員数などを見直しております。また、自治会運営に関する講座を開催するなど、住民の皆様がより参加しやすい組織となるよう、今後も自治会と連携して取り組んでまいります。</p> <p>(3)自治会の関係部門である婦人会につきましては、以前は多くの自治会内に「婦人会」「婦人部」「女性部」等の名称で設置していましたが、近年、自治会によってはその役割を見直し、廃止しているところもございます。  一方で、防災面では避難所運営において女性の視点が必要であることから、名称を変更し、新たな役割を担うといった例もございます。  市といたしましては、地域コミュニティや自治会を対象とした、男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりを考える講座の開催等により、年齢や性別にとらわれず、幅広い住民の皆様が参加しやすい自治会活動となるよう支援しているところです。</p> <p>(4)地域の体育活動などにつきまして、それぞれの自治会で、地域の特性や課題などを踏まえて重点的に取り組む事項が検討・実施されています。ご指摘のとおり、住民の皆様の自治会に期待する役割が変化する中で、多くの自治会で、体育活動をはじめとする活動内容について見直しの必要性が認識されているところです。  市といたしましては、行事の集約化や、住民の期待する活動へのシフトなど、前述の自治会運営に関する講座の開催等により、住民の皆様が参加しやすい地域活動となるよう支援してまいります。</p> <p>2 PTAについて  PTAへの加入は任意であり、個人の意思に基づき行われる活動であると考えておりますが、本市では「地域総がかりの教育」に向けて学校・家庭・地域の連携を促進する取組を進めており、その中において、保護者と教員とで組織されるPTAは重要な組織であると認識しております。  また、その活動内容については、社会の変化に即し、学校や地域の实情に応じた運営が求められると考えております。  PTAは会員の皆様により主体的に運営されており、役員や活動内容の決定等については、各PTAで検討していただいていることから、いただいた御意見は各学校のPTA会員で組織する沼津市PTA連絡協議会へ伝えてまいります。御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	地域自治課 生涯学習課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
9月21日	10月26日	<p><b>山下市議</b> 沼津市議会がやっているニュースになる問題は今やらなくてはならないことなのでしょうか？</p> <p>自閉症児を3人育てています。毎日毎日死にものぐるいで障害児の子供と向き合ってます。沼津市はまだまだ障害児への支援は手厚くありません。そして市議のみなさんも市長も今やるべき事が山下さんをいじめのように責めることなのでしょうか。</p> <p>沼津市の教育委員会まだまだ理解が足りません。親に寄り添って進路を考えたりする事はなく自分たちの意見の押し付けばかりしています。</p> <p>こんな事をするよりもっと特別支援学級をどうにかしてください。自閉症情緒学級がその子にあった支援じゃなく普通級と同じように勉強を進むやり方に子供も親も苦勞しています。障害児がパニックを起こしたらクールダウンもさせずに無理やりどうにかしたり怒ったり、言い方が酷かったり現場はそんな状況なんです。</p> <p>毎日私達障害児の親は生きていくのがやっとなんな状況です。福祉サービスは他の市町村と比べても差は大きいです。山下さんはそんな発達障害児の親子の支援をしたいと親身に話を聞いてくれて沼津市をよりよくしようとして動いてくれています。</p> <p>市民のためにこんなにも一生懸命になってくれる方は他にいません。無駄な事に税金を使わないでください。そしてもう一度、1人1人が今どうあるべきか考えてください。</p> <p>本当にやらなきゃいけないことまだまだあると思います。ライブ やVtuberを使った配信すごく良いです。沼津市はもっともっと良い街になっていくように子供達の未来の為によろしく願います。</p>	<p>現在報道されています不当利得返還等請求事件につきましては、市有地を駐車場として有償で貸し付け利益を得ていた相手方に対し、市の所有権に基づき利得等の返還を求めるものです。本来は話し合いによる解決が最も望ましいと考えられることから、双方とも代理人弁護士を立て、昨年から交渉を開始しました。</p> <p>しかしながら、その後は本市からの呼びかけに応じていただけず、また、支払いも断られ、このままでは本件の解決の目途が立たないことから、残念ではありますが、裁判所に判断をいただくため、地方自治法の規定に基づき市議会9月定例会に議案を提出したものです。</p> <p>教育委員会では、障がいのある児童生徒に限らず、全ての児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び支援に努めております。</p> <p>各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育に関する校内委員会を設置し、該当児童生徒の支援計画を作成するなど、継続的な支援を行っていく体制を整備します。また、臨床心理士等を含む専門家チームが巡回相談を通じて、より専門的な立場から、それぞれの学校へ助言を行い、個に応じた支援の充実を図っております。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては、学校側に伝えるとともに、改めて、児童生徒一人一人に寄り添った対応、また柔軟な対応を促すなど、適切に指導してまいります。</p> <p>なお、学校においても、御相談・御意見をいただきましたら、適切に対応するよう常に心掛けておりますので、気軽にご相談ください。</p> <p>また、本市では、障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスを含め、様々な障がい福祉サービスの支給決定を行っております。</p> <p>国の法律に則って行う事業については、基本的には全国同じサービスを受けられることになっておりますが、地域における事業所の数などにより、提供できるサービスに違いが生じることがございます。</p> <p>近隣自治体からの情報収集等により、本市に不足しているサービスの分析を行い、福祉の向上を図ってまいります。</p>	<p>道路建設課 学校教育課 障がい福祉課</p>

## 令和5年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月21日	8月1日	<p><b>本人確認時の個人情報への配慮をお願いしたい</b></p> <p>パスポートを受け取りに窓口へ行ったら、本人確認の身分証明書顔写真付(マイナンバーカードなど)の提示を求めることをせずに、1.名前 2.本籍地 3.生年月日 4.電話番号を口頭で答えるよう求められた。</p> <p>1～4の個人情報を窓口において口頭回答させるのは、聞いた或いは盗聴した誰かが後に悪意をもって利用する恐れがあることから配慮をお願いしたい。</p> <p>本件の場合には、マイナンバーカードで顔認証から全て完了するのに？</p>	<p>パスポート(旅券)の交付につきましては、静岡県より旅券事務を委譲されており、静岡県からの指導により、写真での本人確認とともに、氏名・生年月日・本籍等を口答していただき、ご本人に間違いがないか(申請書と相違がないか)を確認しております。</p> <p>旅券は海外で本人確認書類として使用する大切な書類であることから、慎重な取り扱いが求められており、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、本人確認の際には、周囲に聞こえないよう音量等には配慮しておりますが、ご懸念を抱かせてしまい、申し訳ございませんでした。</p> <p>今回いただきましたご意見については、県の旅券担当部署に申し伝えます。今後とも市政にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。</p>	市民課



## 令和5年5月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
5月30日	6月8日	<p><b>自衛隊への情報提供</b>            満18歳になる子どもの個人情報を、自衛隊に提供されるのを拒否したいが、沼津市には拒否できる制度がないとのこと。            除外申請を設けている市町村は全国にあります。            早急に対応を求めます。</p> <p>また、本人の同意なく市が個人情報を提供している機関は、他にもあるのでしょうか。</p>	<p>自衛隊への個人情報の提供につきましては、自衛隊法施行令第120条に基づき、自衛隊静岡地方協力本部長の依頼を受けて実施しております。</p> <p>情報提供の除外申請については、全国的に政令指定都市を中心に制度の創設が進んでいることから、本市においても今年度18歳になる方に適用できるよう導入を検討しております。</p> <p>導入の際には、沼津市ホームページ等で周知を行うとともに、除外申出の申請書様式をホームページに掲載しますので、市民課あてに提出してください。</p> <p>なお、本人の同意がなく行われる情報提供につきましては、住民基本台帳法第11条及び第11条の2の規定により、国や地方公共団体の機関の請求や、統計調査等に利用するための法人等の申出に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を許可しており、閲覧状況については、公表対象外のものを除き沼津市ホームページにて公表を行っております。            (<a href="https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/juki/etsuran.htm">https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/juki/etsuran.htm</a>)</p>	市民課

# 令和5年4月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
4月6日	4月18日	<p><b>予約システムの導入検討について</b>            今般、転入させて頂きました。転出先と転入先及び戸籍関連で三ヶ所の市役所にて合計12時間ほど使用しました。(待ちました。)</p> <p>見学していますと、この待ち時間の主な要因は、ご高齢の方、外国人の方のようでした。三ヶ所共通でしたので、アイデアを提案申し上げます。アイデアのコンセプトといたしましては、            &lt;市役所職員の皆様のストレス軽減&gt;及び&lt;業務工数削減&gt;、            &lt;ご高齢者と外国の方以外の待ち時間削減による&gt;&lt;市役所に通う全ての方のストレス軽減&gt;と日本で初めてになるかもしれない&lt;市役所の健康経営企画&gt;です。</p> <p>まず、受付ですが、スターバックス、マクドナルド、Docomo ショップのように</p> <p>①事前スマホ予約→for10代～50代 ⇒Aスタッフ1名でOK、Bポートフォリオプログラム導入            ②事前電話予約 →for60代 ⇒Aオペレーター1～2名でOK、B上記①Bに手入力(代行入力)            ③現地予約 →forALL ⇒A受付1～2名でOK、B上記①Bとは別受付</p> <p>上記①②③の3つシステムを導入します。            ①、②の利用者はほぼ待ちきれませんのでノンストレスです。            ①、②の市役所スタッフ数は、1～3名程度でマンニングできます。            ②の電話受付は①のシステムを代行入力するだけなので簡単です。            ③現地予約の方は、圧倒的に減る予測です。            また③の方は説明がとても必要なゲストばかりなので最初から最後まで、バトラーのようにつきっきりサポートします。            その際のスタッフは、①、②のシステム導入により、削減できたスタッフにより交代で行います。というのも③のスタッフは現行窓口スタッフで、明らかにバックヤードの職員より労働工数、ストレスが多い印象です。この解決をすることによりスタッフのミスや、面倒なゲスト対応も丁寧に行けると考えます。またさらに③のゲストには待合室をつくり&lt;動画:健康体操&gt;&lt;芸人:おしゃべり&gt;などを無限ループでお部屋で開催することで、健康増進になります。            沼津市が日本一速い事務処理と健康運営となるよう期待します。</p> <p>スタバ、ディズニールランドの「待ちシステム」を是非研究し、検討して下さい。            お読み頂きありがとうございます。            いつもお仕事ありがとうございます。大感謝です。</p>	<p>この度は窓口の対応について、具体的な予約システムのご提言をいただき、誠にありがとうございます。            各種手続きに時間を要しており、お待たせする時間が長くなってしまい申し訳ございませんでした。            事務の効率化は課題と捉えており、現在、お客様に直接タブレット等にご記入いただくスマート窓口の導入も検討しているところであります。ご提案いただいた予約システムや待合室で流す映像につきましても研究し、待ち時間の短縮や気持ちの良い窓口のご利用に努めてまいります。</p>	市民課